

TSUBETSU

広報



令和6年度
活動成果報告会
2024/12/14 中央公民館



HALCC 令和6年度活動成果報告会

2025.1
NO.745



津別町長 佐藤 多一

脱皮する10年に

町民の皆様、新年明けましておめでとうございます。輝かしい令和7年の新春を穏やかに迎えたいこととお喜び申し上げます。

いま、世界に目を向けますと戦火は止むことなく、むしろ拡大の一途を辿っています。一旦戦争が起こると人間の命ははかなく、個人の力ではコントロール不能になってしまいます。国家の命により、兵士となって戦地に赴くと生還の保障など全くなく、また戦況によって被害は非戦闘員へ及んでいきます。このような状態に引きずり込まれることのないよう、一刻も早く平和な世界を取り戻すべく国において尽力してほしいと強く願うばかりです。

さて、津別町はこれからも町と



津別町議会議長 鹿中 順一

津別町が今後も輝き続けるために

新年明けましておめでとうございます。町民の皆さまには、輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶びを申し上げます。

昨年は、能登半島で発生した地震による目を疑うような光景ではじまりました。被災地にお住いの方々の安否や、その後の生活基盤の復興が遅々として進まないことに対して、我がことのように被災者の惨状に思いを寄せられた皆さまも多かったことでしょう。

その一方で、私たちが暮らす津別町の災害対策は果たして万全なのかと、深く考えさせられた一年でもありました。

天災に対する備えに万全ということとは不可能に近いのが現実ではありますが、皆さまが安心して暮らせる津別町であるために全力で取り組むことは、議会議員として

して存続できるよう、まちなかを再生する事業を続けています。昨年11月にはサッポロドラッグストアをメインに、北海道つべつまちづくり株式会社事務所や移住・定住相談コーナーなどを複合した「幸町棟」がオープンしました。これにより、計画上8つのゾーンの1つであるコミュニティゾーンの整備は、町民サービスゾーンに続きすべて完了しました。

まちなか再生基本計画の策定にあたり実施した住民アンケート調査では、津別町に欲しいものの一番はドラッグストアで、二番がスーパー、三番がホームセンターでした。実際にはその逆から一つひとつ整備されていきました。2階の町長室からコミュニティゾーンの建設状況を毎日眺めていましたが、ようやく町民の皆様の希望



新年 謹賀

重要な責務であることを今一度認識し、その責任の重さを実感した出来事でありました。

昨年の津別町の明るい出来事についてではありますが、5年ぶりにふるさとまつりが再開されましたが、このことは、女性団体や青年団体の皆さまと議会議員との間で行われた意見交換会でも多くの要望が出されておりましたことから、われわれ議員も復活に向け、一町民として自分たちに出来ることについて積極的に取り組まれました。

結果として、多くの町民の皆さまのご賛同と、子供たちの期待に後押しされながら、先人たちから守り継いできたこのイベントを復活させる取り組みに、微力ながらもかかわることができたことは、私たち町議会議員にとっても大きな喜びとなったところであり、今後に向けて一つの励みにもなったところであります。

の一つであった買い物環境の整備を終え、達成感を感じているところですが、

昨年10月、札幌の病院に入院しましたが、持ち込んだ小型ラジオで何局ものFM放送をクリアーに聞くことができました。うらやましいと思えました。AMを含め津別町のラジオの電波状態は極めて悪く、これを改善するには多額の費用を要します。一方、人口の多い地域では放送会社自身が整備しますが、津別町のような山間の条件不利地では採算性から町が自前で整備しなければなりません。日本国民という立場で考えると何とも不公平に思います。

人口減少の理由を一言で言うなら、やはり「住みづらい」ということだと思えます。戸籍係で転出される方に任意で理由を聞いてい

こうして、町民手作りの露店には子供たちの笑顔と歓声が戻り、新型コロナ禍以前の賑わいを取り戻したふるさとまつりの2日間でありましたが、以前とは異なり御神輿の担ぎ手の中に、多くの津別高校生たちの姿がありました。

地元のイベントを盛り上げようと、観客の声援の中を、肩に重たい神輿を乗せ、掛け声とともに一歩一歩踏みしめるその姿は遅しなく、津別の明るい未来の象徴のように感じるとともに、やはり津別高校は、このまちに欠かすことのできない学校であることを再認識させられたところであります。

ここ数年は、役場や消防庁舎が生まれ変わり、新しいまちの目玉となるコミュニティ施設が大通と幸町に誕生し、給食センターも本年の竣工を目指し建設作業の最中でありま

ますが、医療、教育なども大きな要素になっていて、人によっては幾つもの複雑に絡んでいます。そうしたことが「住みづらさ」となり、少しでも問題解決できる地へと、ある人は積極的に、ある人はやむを得ず転出していく傾向にあります。

昨年は、商工会の協力を得て「若者就職者等の交流を促進するつどい」を開催しました。せっかく津別町に就職しても友達ができずに、町を去ってしまったケースが見られたため、津別町に転入してきた若者が顔見知りになる機会を企画しました。つどいには30人を超える若者たちが参加し、その後自主的に二次会へと流れていったと聞きました。毎年こうした取組を続け、やがて津別町の町民として積極的にまちづくりに関わってくださることを期待したいと思えます。

昨年は辰年ということで経済の飛躍的な成長を期待したのですが、残念ながら昇り竜となったのは物価でした。今年も巳年です。これまでの状況から脱皮し「復活と再生」に向かう年であって欲しいと願っています。

結びに、町民の皆様にとりまして、本年が希望の持てる年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

民間施設も新たに整備されるなど、市街地の景色は、ここ数年で大きく様変わりしています。

加えて、昨年には屈斜路カルデラトレイルが開通したこともあり、新たな観光客層を迎え入れる準備も整いました。

このように変革期を迎えている津別町ではありますが、伝統や老舗の魅力を引き出しつつ、新しく出来た資産を将来に向けてより一層活用するためにも、今後の津別町をけん引するであろう若者たちに、この町の将来像について積極的に考えてもらえることを期待するところであります。

そのためにも、かつて自分たちの世代が、職業や立場の垣根を越えて将来の津別町について語り合った「町おこし大学」のようなものが、令和のこの時代に、若者たちの意思でもう一度開かれることを切に望み、今度是我々の世代が、その立ち上げのお手伝いのできる立場になれることを今年の目標の一つに据えて、議会活動に全力を挙げて取り組もうと心を新たにすることがあります。

今後も、皆さまにとって住みよい津別町であり続けるために、町民の皆さまの貴重なご意見を町政に反映できるよう、議会としての責任と役割を果たしていく所存であります。

結びになりますが、本年が町民の皆さまにとって明るく希望ある一年となりますとともに、皆さま方のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

活動成果報告会

報告の様子は「道東テレビ」のYouTubeチャンネルで配信しています。



津別高校独自のカリキュラムである「つべつ学」。2年生が受けている「つべつ学II」では、北海道大学の学生の力を借りながら「理想の津別町」をテーマに1年間探究してきた。昨年12月14日には、中央公民館で活動成果報告会が行われ、21名（2名欠席）の生徒が大学関係者や町民へ向けて自分たちの提言を発表。さまざまなアイデアが出され、まちの活性化へとつながるヒントで溢れていた。

大学生と高校生がそれぞれのテーマについて熱い議論を繰り広げている



▲活動成果報告会で高校生が自分のアイデアを大学関係者や町民へ向けて発表した



成果報告会では、HALCCが今年度の高大連携授業の年間スケジュールを紹介し、大学構内にて実施した「津別マルシェ」の活動成果について報告しました。HALCCはその中で、高校生たちの「論理的思考と表現力の成長」や「地域への理解と共感力の深化」を感じ取れたと振り返りました。また、内閣府地方創生推進室主催の「地方創生★政策アイデアコンテスト2024」への応募政策に加え、津別町に対する独自の政策提言2つ、計3つの政策提言を発表しました。その後、高校生21名（2名欠席）一人ひとりの提言を聴いた北海道大学公共政策大学院の武藤准教授は、「大人が言葉にする前に諦めてしまうような提案がたくさんあり、非常に印象に残った」と絶賛し、高校生たちの発想力や熱意に感銘を受けた様子でした。



花で町に彩りを

ゆずな 千葉 柚奈さん

「花で町に彩りを」をテーマにまちの魅力発信について1年間取り組んできた千葉柚奈さん（津高2年生）。町内に花の彩りが少ないことに気付き、自分なりの解決策を模索してきました。現在、町内では大通り沿いにサルビアやマリーゴールドが植えられていますが、その開花時期は8月から9月までと限られています。秋になると広葉樹が枯れてしまい、町の景色がどこか

寂しい印象になる点に課題を感じた千葉さん。これを解決するため千葉さんが提案したのは、春夏秋冬それぞれの季節に合わせた花を、町のイベント会場や道路沿いに植える「シーズンフラワーロード」計画です。春にはスイセンやチューリップを双子の桜周辺に、夏にはアスターやパンジーを夏まつり会場である河岸公園に、秋にはコスモスやインパチェンスを紅葉マラソンのゴールである小学校に、冬にはスノードロップやクロッカスをアイスクャンドルまつり会場であるさんさん館周辺の道路に設置してみてもどうかと考えました。

この解決策に至るまでには、HALCCの存在が大きかったと話します。「自分のアイデアを膨らませてくれるヒントをもらいました。自分たちに合う意見に的確な助言をしてくれます」。さらに、HALCCとの交流を通じて「広い視点で全体を見渡す力」が身についたことも、新しい発見だったそうです。

高校生が思い描く津別町の未来

「津別町をもっとbigに」をテーマに木材を利用した魅力発信について1年間調べてきた前田陽向さん（津高2年生）。町に遊ぶ場所が少ない現状が、子どもたちの訪問減少、ひいては少子化につながっているのではないかと問題提起し、自ら解決策を模索してきました。

「私が思い描く理想の津別町は、日本一のアスレチックパークを作ることです」と語る前田さん。そのアスレチックパークは、町内産の木材を活用し、子どもから大人まで楽しめる施設にする構想です。さらにキャンプ場も併設することで、家族連れで訪れることができ、町の新しい魅力として広がりを持たせたいと考えています。

このアイデアの背景には、津別町の魅力が町外に十分に伝わっていない現状がありました。また、住民満足度調査で公園の遊具に対する不満の声を目にしたことで、町民や訪問者が楽しめる場所を作りたいという思いが強まったそうです。前田さんは、アスレチックパークの建設によって、若い

子育て世代が町に集まり活気が生まれること、さらにアスレチックを通じて子どもの運動能力向上を図り、将来的にはオリンピック選手を輩出する町にしたいというビジョンも提案しました。「自分から積極的にHALCCと関わるようにしていました。大学生がさまざまな課題解決に対する考え方を教えてくれたのが、とても勉強になりました」と話します。



津別町をもっとbigに

ひなた 前田 陽向さん

空き家の今と未来を考える③

前回までお知らせしてきたように、「一度空き家になると想像以上に家は傷んでいきます。家の管理費、修理代などの出費を抑えるために早めの対処が肝心です。」

あなたの家じまいイメージできますか？

空き家問題は、今は関係ないと思っても、いずれ誰にでも起こり得る問題であり、もはや他人事ではありません。建物は活用されなくなった時点から換気状況が悪くなり、極端に老朽化が進行していきます。出来るだけ早い段階で判断し、利活用できるうちに対処しないと、最悪の場合は解体の選択肢しかなくなります。人間同様に予防が大切であり、早い対応が最も重要です。

空き家の賃貸や売買について「どこに相談していいかわからない」という方は、まずは町の空き家バンクにご相談ください。皆さんの空き家を「買いたい」、「借りたい」方が見つかるかもしれません。そして最終的に「売る」、「貸す」、「壊す」などの方針を決めていくことが重要です。今回で最後となる本特集では、津別町の空き家に関する制度や助成などをご紹介します。

繋ぐ〜空き家バンクでマッチング〜

空き家バンクとは、住まなくなった家や土地を売買物件や賃貸物件としてホームページで紹介し、「売りたい・貸したい人」と「買いたい・借りたい人」のマッチングを支援する制度です。

空き家バンク

- 問い合わせ先
090-1521-1382
平日（月曜日～金曜日）営業時間：午前9時～午後5時
- 運営事業者
北海道つべつまちづくり株式会社（町から委託）
- 住所
津別町幸町41番地（幸町地区コミュニティ施設）

貸す〜空き家を賃貸住宅に〜

空き家の改修工事を賃貸の目的で行う所有者または所有者の許可を受けて自身の居住を目的で改修工事を行う空き家の賃借人に対し、費用の一部を助成しています。現在はDIY型の賃貸住宅が流行っています。自身の家の改修について拘りがない方は、借りた人にリフォームをお任せすることも一つの方法です。

空き家活用促進事業

- 対象者
空き家の所有者または賃借人
- 対象となる空き家
空き家バンクに登録済みの家
- 対象となる改修工事
①津別町内の業者または、申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事
②住宅の安全性、耐久性および居住性を維持させるための修繕や改修工事
- 補助額
工事金額の2分の1とし、50万円が上限

壊す〜空き家を解体〜

3年以上使用していない、または今後使用する予定のない空き家と、放置されたまま荒廃している廃屋を対象に、空き家を取り壊す方へ費用の一部を助成しています。※今年度、受け付ける事業は15件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなりますので、撤去を検討している方は事前に住宅係へご連絡ください。

空き家等撤去促進事業

- 対象となる空き家
専用住宅（店舗等との併用住宅を含む）とそれに付属する物置などの付属家
※工場や倉庫、社宅は対象外
- 対象となる所有者
町内在住の有無は問いません。
※法人は対象とはなりません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。
- 対象となる撤去工事
津別町内の業者が取り壊しを請け負う工事
※町外の業者が請け負うもの、または個人が行うものは対象とはなりません。
- 対象となる工事金額
取り壊し金額が50万円以上の工事
※申請には業者からの見積書が必要となります。解体工事を行う前に事前に業者へ相談してください。
- 補助額
工事金額の2分の1とし、50万円が上限

町内の空き家リノベーションを紹介

近年、空き家に対する需要が増えています。特に移住を考えている人たちから空き家に注目が集まっています。新築するより費用がかからず、さらに田舎らしさを感じられると人気です。町内でも空き家を改修し、店舗や住居として活用する人たちが増えてきました。改修された空き家を一部ご紹介いたします。



元歯医者を活用 「パン工房るぱ」



元機械店を活用 「cafe 津別珈琲」

空き家に関する気になる税金の話



空き家を壊したら、固定資産税が高くなるから壊さずにそのまましておくという声を聞くことがあります。住宅が立つ土地は、固定資産税が約6分の1に軽減されていますが、住宅がなくなると、この軽減がなくなります。このため、土地の固定資産税が高くなる場合があります。しかし、土地の固定資産税が高くなっても、住宅の固定資産税がなくなるため、結果的に固定資産税が安くなることもあります。長い目で見て住宅を撤去した方が得なのか、よく考えてみましょう。※住宅を撤去した場合の固定資産税を試算することができます。試算を希望する方は、住宅係にご連絡ください。

空き家のことでお困りの方は住宅係にご相談ください。

問い合わせ先 住宅係 20番窓口 ☎ 77-8390

空き家等撤去促進事業



壊す

空き家活用促進事業



貸す

津別町空き家バンク



繋ぐ

津別町パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度を導入します

津別町では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を令和7年4月1日から導入します。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは？

LGBTQなどの性的マイノリティ（性的少数者）である2人が、パートナーとして互いに協力し合うことを宣誓する「パートナーシップ」を町に届出し、町が証明する制度です。

また、パートナーシップである2人の親族が、家族としてお互いに支え合う関係である「ファミリーシップ」の届出も、併せて行うことができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な効力（相続、税の控除など）は生じませんが、家族としての関係性が公的に認められることで、性的マイノリティの方の生きづらさを少しでも軽減し、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりの個性及び能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指しています。

手続きができる人は？

- ①一方又は双方が性的マイノリティであること。
- ②民法で定める成年に達していること（満18歳以上の方）。
- ③どちらか一方が津別町内に住所がある又は本町への転入を予定していること。
- ④配偶者（事実婚を含む。）がないこと。
- ⑤宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑥当事者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。）でないこと。（パートナーシップ関係にある方が養子縁組をしている場合を除く。）

ファミリーシップ宣誓の対象となる人は？

- ①パートナーシップにある一方または双方の3親等以内の親族
- ②パートナーシップにある一方または双方と生計が同一であること。

詳しい手続き方法などは、広報4月号でお知らせします。

ご意見などは、下記問い合わせ先までお願いします。

問い合わせ先：住民企画課住民環境係 12番窓口 電話：0152-77-8377

E-Mail: jyumin@town.tsubetsu.lg.jp

ランプの宿森つべつ町民入浴優待料金改定のお知らせ

平素よりランプの宿森つべつをご愛顧くださりましてありがとうございます。

令和7年度より町民入浴優待の割引額を改定します。

皆さまには大変ご負担をおかけいたしますが、何卒事情をご理解いただきますようお願い申し上げます。

【町民入浴優待料金】

券の種類	一般入浴料金	令和6年度まで		令和7年度から	
		割引額	ご利用時の負担額	割引額	ご利用時の負担額
大人1回券	800円	500円	300円	400円	400円
子ども1回券	400円	300円	100円	250円	150円
大人回数券（13枚綴り）	8,000円	5,000円	3,000円	4,000円	4,000円
子ども回数券（13枚綴り）	4,000円	3,000円	1,000円	2,500円	1,500円
個室風呂	3,000円				

※令和7年3月31日までにご購入いただいた回数券は4月1日以降も追加料金なしでご利用いただけます。

町民入浴優待券の郵送について

令和7年度分を3月末から世帯ごとに順次発送予定です。しばらくお待ちください。

【問い合わせ先】 商工観光係 19番窓口 77-8388



安達さんに辞令交付

地域おこし協力隊着任式

12月5日、地域おこし協力隊として、安達あゆさんが着任しました。

安達さんは、まちの魅力発信のため公式SNSの立ち上げ・運営やニュースレポーターとして、これから活動していく予定です。



津別消防団長に再任

美幌・津別広域事務組合 津別消防団長任命式

11月25日、美幌・津別広域事務組合 津別消防団長任命式が執り行われ、菊池能正さんが町長より任命されました。菊池さんは、令和2年から津別消防団長として地域の防災活動を牽引しており、今回の任命により二期目を迎えることとなります。



地域防災を支える新車両

津別消防団人員資器材搬送車 納車式

12月13日、津別消防署にて「津別消防団人員資器材搬送車 納車式」が執り行われました。この車両は、乗車定員数21人。資器材を収納する棚等が装備されており、消防団員の人員搬送だけでなく、資器材の運搬にも活用される予定です。



津別高校で初の健康講話

管理栄養士・保健師による健康講話

12月10日、津別高校体育館にて、適切な食事の摂り方や簡単なストレッチをテーマにした健康講話が初めて開催されました。高校生たちは講師の話真剣に聞きながらも、実際に体を動かすストレッチではリラックスした様子で取り組んでいました。



北海道の四季の下を歩き続けて

安部 勇人 さん

神奈川県出身 27歳
町内の稲作農家の下で稲作を修行中

地域のみんなの 思いつき日記

津別町に来て、3年近くの月日が経った。北海道の四季のギャップに振り回されても、その時にしか見れない光景や行事が未だに目新しく、楽しく感じている。生まれ育った神奈川県が恋しくなるかと思えば、そうでもない。我ながら単純である。

季節は1年の間にこんなにも目まぐるしく移り変わるのに対して、自分は3年近く経ってまだ胸の張れる成果は出せていない。しかし、津別町に来る前よりも、心身共に辛抱強くはなつたと思う。それだけかと言われたら返す言葉も無いが、成長は成長だ。ただ独りで生きてきただけではそうならなかったのは間違い無い。つまづきながらも努力する自分を見てくれる人たちのお陰でここまで来た。

まだまだ人生先は長い。駆け抜けるように日々を過ごすのは自分には難しい。だから代わりに、一歩一歩を力強く踏みしめながら歩み続けて行こうと思う。

青春 くろずあつが

青山龍人さんは、4月からJAつべつに勤務し、営農部営農課に所属し、文書整理や窓口対応の業務をしています。活汲出身で、北見北斗高校に進学し、部活動では、山岳部に所属していました。月に1度、近隣の山に登り、登頂スピードやテント設営のスキルを競う大会に向けて練習を重ねていたそうです。

高校卒業後は、弘前大学理工学部電子情報工学科に進学。コンピュータサイエンスを中心に、パソコンの仕組みや電子情報工学の基礎を学びました。進路を考える中で、地元に戻りたいという思いが強まり、農業を支える仕事を指してJAつべつを志望。「窓口に来る農家の方々の相談に一人で対応できるようにになり、頼られる職員になりたいです」と今後の抱負を話してくれました。

休日は、映画を見ながらゆっくり過ごすことが多いそうです。



農家さんに頼られる職員になりたい

青山 龍人 さん

あおやま りゅうと さん/平成13年、活汲生まれ/
JAつべつ 勤務

温故知新

掲載候補者募集中!

いつも「温故知新」をご愛読いただきありがとうございます。
「温故知新」では長く人生を歩まれている方の人物紹介をしております。
取材が可能な方に、お心当たりがある方はお気軽に下記連絡先までご連絡ください。
電話番号：76-8374（企画係直通）
FAX：76-2976
メールアドレス：toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

税

給与支払報告書の提出について
事業者の皆さんへ

令和6年中に給与の支払いを行った法人事業所・個人事業主は、給与を受け取った方の住所地（令和7年1月1日時点）の市町村へ、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出してください。

【提出の際の注意点】

- 提出する際には、
・特別徴収分
（特別徴収〇〇人と記載の紙を添付）
・普通徴収分
（普通徴収〇〇人と記載の紙を添付）
に分けて提出ください。

また、今回の提出様式には、「個人番号または法人番号」欄の記入が必要です。詳しい記載方法につきましては、税務署から郵送されている法定調書の作成と提出の手引きをご覧ください。

問い合わせ先
税務収納係 10番窓口
☎ 77-8376



家族のように迎え入れてくれる“集いの場” 理容室・美容室特集

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください



人が生きる上で大切な「髪型・ヘアスタイル」
人口4000人を切った北海道津別町には、髪を整えるだけではない、特別な時間を提供する理容室・美容室があります。
そこは、まるで家族のように迎え入れてくれる温かい空間。笑顔と会話が溢れ、地域の人々にとって“集いの場”とも言える存在です。
今回は、そんな津別町の理容室・美容室が長い時を越えて愛され続ける理由、その魅力に迫ります。



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信（月1回）することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおい、北見信用金庫津別支店、網走信用金庫津別支店に設置された「デジタルサイネージ（映像看板）」でも視聴することができます。＊タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

毎月末日
ごろ更新

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画係 14番窓口 ☎ 77-8374

お知らせ
information
 インフォメーション
 まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
 住民企画課企画係 14番窓口
 ☎77-8374 FAX 76-2976

北方領土の返還要求署名「コーナー」を設置します

「北方領土の日」特別啓発期間に伴い、北方領土返還要求の署名コーナーを次の場所に設置します。多くの皆さまのご協力をお願いします。

設置期間
 1月21日(火)～2月20日(木)

設置場所
 役場正面玄関ロビー

※名簿に記載された個人情報については、政府要求・請願以外の目的には使用しません。

消防出初式を行います

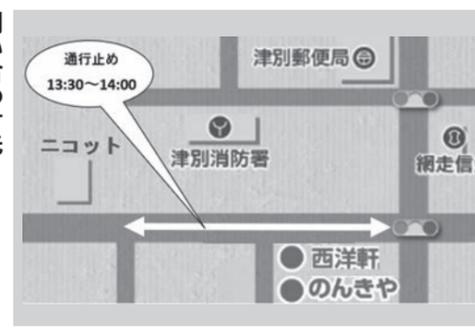
津別消防署・津別消防団合同による出初式を行います。

日時
 1月5日(日)午後1時30分～

場所
 津別消防庁舎(車庫・前庭)

サイレン吹鳴津別・活波・本岐
 午後0時30分

交通規制
 消防車と消防団員の観閲行進のため午後1時30分から2時までの間、消防署前を通行止めいたします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。



問い合わせ先
 津別消防署
 ☎76-2189

問い合わせ先
 総務課庶務係 26番窓口
 ☎77-8371

償却資産の申告書の提出期限は1月31日です

償却資産(個人・法人が所有する事業の用に供することのできる土地・家屋以外の資産)の申告書の提出期限は、1月31日(金)です。償却資産の増減がない場合も申告が必要ですが、

また、新規開業された方も申告が必要です。詳しくは税務課係までお問い合わせください。

問い合わせ・提出先
 税務課係 10番窓口
 ☎77-8376

税・保険料の納付に関するお知らせ

1月は「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」第8期の納付月です。

納付期限は1月31日(金)です。口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いします。

問い合わせ先
 税務課係 10番窓口
 ☎77-8376

町税の納付忘れはありませんか?

令和6年度12月26日(木)で、令和6年度の町税(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く)の納期は終わってしまいますが、納め忘れはありませんか?

今一度、払込取扱票を確認の上、納めていない町税があれば早急に納めるようお願いいたします。

問い合わせ先
 税務課係 10番窓口
 ☎77-8376

新築・増築等の家屋の連絡について

住宅や店舗、車庫、物置などの家屋を新築すると固定資産税の課税対象になる場合があります。また、すでに所有されている家屋の増築・改築をしたときも、固定資産税の評価額が変わる場合があります。

聞き取りや家屋調査を行いますので、税務課係へご連絡ください。

問い合わせ先
 税務課係 10番窓口
 ☎77-8376

「献血」が皆やまの力を発揮します

移動献血車「ひまわり号」が来町します。皆さまの温かいご協力をお願いします。

実施日
 1月29日(水)

場所・時間
 ①津別町役場 正面玄関前
 午前9時30分～11時30分
 午後1時～2時30分
 ②丸玉木材株式会社
 午後3時～4時30分

その他
 ①当日献血にご協力いただいた皆さまには、津別ライオンズクラブより卵1パックをお渡しします。

※予約は前日午後5時まで
問い合わせ先
 健康推進係 7番窓口
 ☎77-8380

<https://www.kenketsu.jp/>



消火栓、防火水槽の除雪にご協力いただきありがとうございます

消火栓や防火水槽は、消火活動に必要な水を消防車両に供給するために備えられた重要な消防施設です。

消防署では冬期間、職員・団員で町内を回り除雪作業を実施していますが、付近住民のご協力により消防施設が除雪されている箇所が多数あります。

付近住民の皆さまには、消防業務へのご理解とご協力をいただき、消防職員・団員一同、心から感謝しています。

(津別消防署・津別消防団)



美幌町消費生活センター
 ☎・FAX 72-0366
 月～金曜日(祝祭日を除く)
 午前10時～午後4時

津別町消費生活トラブル2023
 靈感商法トラブルについて
 の法改正編

津別町消費生活トラブル2023
 相談事例編

消費生活相談 Q & A

Q 「不要な血はないか」と電話があった後、訪問してきた買い取り業者に、「貴金属はないか」としつこく言われ、早く帰ってほしいので、仕方なく数点売ってしまった。業者が帰った後、落ち着いて考えると、大切に使用しているもので渡していた。すぐに連絡し返品してもらったが、ネットレスが1つ足りないことに気が付いた。再度連絡するも繋がらない。もう返してもらえないのでしょうか。

A 訪問買い取りの場合、クーリング・オフ制度があります。契約書面を受け取って8日以内は、物品の引き渡しを拒む事ができます。訪問される前に「業者の名称」、「買い取り物品の対象」をしっかりと確認し、訪問されてから違うことを求められたらきっぱり断りましょう。訪問買い取り業者は、とにかく家の上がるうとする、長く話し込み個人情報聞き出そうとする等、トラブルに巻き込まれる恐れがあります。安易に家に入れないこと、一人では対応しないことが大切です。

訪問買い取り クーリングオフしたが1つ足りない!

商工観光係 19番窓口
 ☎77-8388

安心スマホ検定!

地域安全 NEWS

特殊詐欺をはじめとする非対面型の詐欺被害を予防するため、ソフトバンク株式会社が、警視庁協力のもと、詐欺被害防止用のウェブコンテンツ「安心スマホ検定」を制作しました。

このウェブコンテンツについては、誰でも無償で利用することができ、クイズ形式で「SNS型投資詐欺」などのスマホ使用時の詐欺について、合計12問の選択式の問題が出題されます。

クイズに挑戦するとともに、答え合わせをした後に表示される解説を見て、詐欺に対する正しい知識を身に付け、被害を防止していきましょう。

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

交通安全情報

住民環境係 12番窓口
 ☎77-8377

今年も交通安全運動にご協力を

新年明けましておめでとうございます。昨年は交通安全運動にご協力いただき、ありがとうございました。今年もご理解とご協力をよろしくお願ひします。

この時期は、降雪の影響で路面が滑りやすく、交差点や道路わきの雪山で歩行者が見えにくくなります。運転時に急なブレーキ・アクセル操作を行うと、スピンなどを引き起こし大変危険です。安全運転を心がけ、車間距離を十分に保ち、安全運転を行ってください。

歩行者は、自分が車から見えにくくなっていることを自覚し、明るい色の服や反射材を身に付けて自分の存在を知らせましょう。また、道路は信号機がある所を渡るように心がけてください。

新しい一年の始まりです。交通事故には十分に気を付け、良い一年を過ごしましょう。

～高額介護合算療養費および医療費通知について～

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担額を軽減する制度です。同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、支給を受けるには後期高齢者医療担当窓口への申請が必要です。

- ※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。
- ※支給額が500円以下の場合は支給されません。

自己負担限度額表【自己負担額の計算期間：令和5年8月1日～令和6年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】212万円	
		【課税所得380万円以上】141万円	
		【課税所得145万円以上】67万円	
2割	一定以上所得者	56万円	
1割	一般	56万円	
		区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

対象の方へは案内が送付されます。案内が届きましたら、申請書、本人名義の通帳を持参のうえ、役場国保係までお越しください。

医療費通知について

広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さまへ送付しています。発送月は1月上旬と2月下旬の年2回です。

イメージ図

受診年月	診療を受けた医療機関名称等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	基準額・生活費・費		
						回数	費用額	標準負担額
令和5年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和5年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
令和5年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

- この通知は、皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。
- この通知は、医療費控除の確定申告の手続きで、医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署または役場税務担当までお問い合わせください。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報が掲載されています。
- 医療費通知を医療費控除に使用する場合でも、領収書は捨てずに保管しておくことをおすすめします。

高額介護合算療養費についての問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
国保係 9番窓口 ☎77-8379

医療費控除の申告についての問い合わせ先

網走税務署 ☎0152-43-2181
税務収納係 10番窓口 ☎77-8376



お知らせ

議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信予定です。町ホームページにアクセスしてご覧ください。
ホームページ
https://www.town.subetsu.hokkaido.jp/chouseijoho/subetsusugikai/1984.html

お問い合わせ先
議会事務局
☎77-8393

むし歯ゼロのお友だちを紹介します

12月3日に実施した3歳児健診で、むし歯がゼロのお友だちを紹介します。
遠藤 大騎くん(活汲)
佐野 えれなちゃん(豊永)
清水 楽くん(旭町)
水野 海音くん(柏町)

離乳食教室(初期)に参加しませんか?

4〜7か月児(初期)の保護者を対象とした離乳食教室を開催します。教室内容は離乳食の進め方と試食などです。お気軽に参加ください。

日時

1月22日(水)
午前10時から2時間程度

対象者

4〜7か月児(初期)の保護者

場所

役場1階栄養指導兼調理室

持ち物

筆記用具

申込締切

1月15日(水)

その他

・参加費は無料です。
・託児があります。

お問い合わせ・申し込み先
健康推進係 7番窓口
☎77-8380



まちづくり懇談会の中止について

まちづくり懇談会は、町長が直接地域を訪れ「今後のまちづくり」をテーマに意見交換を行う場です。例年10月下旬から12月上旬にかけて開催しておりますが、このたび町長の一定期間の入院もあり、公務に復帰後も、体調が万全とはいえないため、従来通りの懇談会を開催することが難しいと判断しました。そのため、今年度はまちづくり懇談会を中止といたします。町民の皆さまには、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

企画係 14番窓口
☎77-8374

令和7年特定計量器検査のお知らせ

取り引きや証明に用いる計量器の正確さを維持するため、2年に1度定期検査を受けることが、計量法で義務付けられています。令和7年は津別町の検査実施年となっております。

大型はかり(ひょう量1t以上)

をお持ちの方

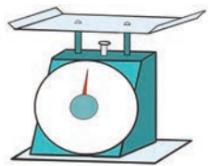
●前回(令和5年)、役場担当者より検査方法(代検査等)の聞き取りが行われた方は、本年も聞き取りを実施します。担当者からの電話をお待ちください。
●令和5年以降、新規で大型はかりを所有された方は、検査の免除等にかかわらず、令和7年1月14日(火)までに商工観光係までご連絡ください(名簿作成に使用します)。

小型はかり(ひょう量1t未満)をお持ちの方

●前回(令和5年)の定期検査を受検された方に対して令和7年6月ごろに事前調査を実施しますので、ご協力をお願いします。
●令和5年以降、新規で小型はかりを所有された方は、令和7年7月号の広報にて検査への申込方法をご案内予定です。

お問い合わせ・報告先

商工観光係 19番窓口
☎77-8388



法務局「相続登記セミナー」

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。相続を知ってから3年以内に登記しないと10万円以下の過料に科されることがあります。

法務局において「相続登記セミナー」を開催します。この機会に相続登記申請についての知識を身に付けませんか?
日時
令和7年1月15日(水)
午前10時〜11時

場所

釧路地方務局北見支局2階会議室

定員

20名(予約制、先着順)

予約・問い合わせ先

釧路地方務局北見支局
☎0157-23-6152



年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 津別町字幸町41番地

氏名 津別 太郎

健康保険組合などから発行される「医療費通知」で申告する場合は、この欄に転記してください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額(自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円 ㊦	円 ㊧	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

この明細書は、申告書と併用します。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
津別 太郎	〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	100,000 円	50,000 円
津別 太郎	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	30,000	
津別 太郎	〇△クリニック	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	70,000	
津別 花子	〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	70,000	
津別 花子	〇〇薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	40,000	
2 の 合 計			㊦ 310,000	㊧ 50,000

医療費の領収書から、
①医療を受けた人ごと、
②病院、薬局ごと、
③1年間分の支払い額で整理してこの欄に記入します。
※支払月が1~12月の金額をまとめます。
※生命保険などで補てんされた金額があれば(5)の欄に記入し、後で差し引きます。

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 310,000 円
保険金などで補てんされる金額	50,000
差引金額(因-因)	(マイナスのときは0円) 260,000
所得金額の合計額	3,520,000
㊨×0.05(赤字のときは0円)	176,000
㊨と10万円のいずれか少ない方の金額	100,000
医療費控除額(㊨-㊩)	(最高200万円、赤字のときは0円) 76,000

A ← この欄で、医療費控除の計算をします。
B ← 医療費支払額から補てん金などを差し引き、さらに所得金額の5%か10万円のいずれか少ない方の金額を差し引きます。残った金額が医療費控除額となります。
C ←
D ←
E ← ※この控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることはできません。(併用不可)
F ←
G ←

令和6年分より町で受ける 確定申告の区分が変わります！

変更点

○以下の確定申告については津別町役場では受け付けませんので、e-Taxでの電子申告もしくは網走税務署へ直接ご相談ください。

- ①青色申告
- ②譲渡所得
- ③株式等の譲渡所得
- ④利子・配当・山林所得
- ⑤住宅借入金特別控除

書面による提出先が変更になりました

○令和6年7月より国税局の内部事務センター化に伴い、書面による申告書類の提出先が「網走税務署」から「札幌国税局業務センター旭川分室」へと変更となりました。送付先は下記の通りです。

【送付先】〒078-8507

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎
札幌国税局業務センター旭川分室

受付期間

○確定申告期間：令和7年2月17日(月)~令和7年3月17日(月)

○役場受付期間：令和7年2月17日(月)~令和7年3月14日(金)

※提出先変更に伴い、役場受付分の郵送処理の関係により役場受付期間が短縮となっておりますのでご注意ください。

受付時間

○午前9時~12時、午後1時~5時

※上記受付時間に仕事等の都合で来庁できない方については、事前にご連絡いただければ夜間の受付も対応いたします。(午後8時まで)

受付場所

○役場1階税務収納係10番窓口

スムーズな申告のために必ずお願いしたいこと

○収支内訳書や医療費控除明細書については、役場で代理作成は行いませんので、事前作成をしてお越してください。医療費控除明細書の記載方法は左記ページをご確認ください。

その他

○国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで申告書作成ができます。マイナンバーカードを利用し、ご自分でパソコンやスマートフォンから電子による申告書の提出が可能です。詳しくは、国税庁のホームページをご確認ください。



▲医療費控除



▲国税庁 HP

募集

陸・海・空自衛隊
募集のお知らせ

自衛官候補生
応募資格

18歳以上33歳未満
受付期間

年間を通じて行っています。
※予定日以外の試験日について
は、お問い合わせください。

試験日・会場
2月8日(土) 札幌

一般曹候補生1次
応募資格

18歳以上33歳未満
受付期間

12月1日(日)～1月9日(木)
試験日・会場

1月15日(水) 北見
高等工科大学生徒(一般試験)
応募資格

17歳未満の中卒者(見込み
含) 男子
受付期間

10月1日(火)～1月16日(木)
試験日・会場

1月25日(土) 北見
問い合わせ先

北見地域事務所
0157-23-6826

公営住宅 入居者募集

募集期間 1月6日(月)～14日(火)
(土日・祝日を除く)

受付場所 建設課住宅係 2階20番窓口

入居資格 ①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)

- ②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
- ③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

今回公募する公営住宅(入居時期1月下旬)

津別町HP 住宅情報



町営住宅

団地名	住所	建設年度/規模	家賃	駐車場	共益費	入居区分
まちなか団地	旭町56番地1	H24/1LDK	17,200～25,600円	1台 300円	600円	単身用
まちなか団地	旭町11番地1	H23/2LDK	20,300～30,300円	1台 300円	600円	世帯用

特定公共賃貸住宅

団地名	住所	建設年度/規模	家賃	駐車場	共益費	入居区分
旭町かえで団地	旭町73番地17	H7/1LDK	25,000円	1台 300円	700円	単身用

提出書類

- 入居申込される方が津別町民の場合
- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
 - ②マイナンバー提供書(HPからダウンロード可)

- 入居申込される方が津別町民ではない場合
- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
 - ②入居予定者全員の住民票
 - ③滞納のないことの証明書
 - ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位:千円

住宅区分	区分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎77-8390

給食センターで働く 職員を募集



募集職種

学校給食センター
フルタイム調理員

●募集人員

1名

●応募資格

満50歳くらいまでの方

●勤務場所

津別町学校給食センター

●報酬

月給194,500円(昇給、寒冷地手当、期末手当あり)

●勤務形態

週5日勤務

●休日休暇

土曜・日曜・祝日(年次有給休暇あり)

●勤務時間

午前7時45分～午後4時30分まで

●雇用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(継続更新あり)

●勤務内容

学校給食の調理、調理場の清掃など

●社会保険等

北海道市町村職員共済組合・雇用保険加入

●提出書類

履歴書(市販・写真添付)
※提出書類は返却できませんので、ご承知願います。履歴書の情報は、採用審査のみに使用するものとします。

●選考方法

1次審査:書類選考、2次審査:面接選考

●申込先

〒092-0235
津別町字幸町69番地1
津別町教育委員会 学校給食センター
学校給食係 ☎76-2401

●応募期間

令和7年1月31日(金)まで
※上記期限までに、提出書類を持参又は郵送(必着)

設置義務です! 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の設置は義務化されています。
また、住宅用火災警報器は設置から10年経過したら新しく取り替えましょう!
ご不明な点などは、町内の電器店または津別消防署にお問い合わせください。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189



ごみ広報

津別町・津別町環境衛生推進協議会

問い合わせ先 住民企画課 住民環境係 12番窓口 ☎77-8377



正しい分別をお願いします

写真のとおりごみステーションに生ごみをレジ袋に入れ警告荷札を貼られているものと燃やすごみの指定ごみ袋に名前の記載がないものがありました。レジ袋に入った生ごみは警告荷札が貼られたまま数週間放置されており、名前の記載がない燃やすごみ袋は回収日とは違う日に捨てられている状況です。

生ごみはたい肥化处理しますが、指定ごみ袋以外の袋では袋ごと分解されず、堆肥の中に残ってしまいます。

生ごみは必ず指定ごみ袋に入れ、各ごみは回収当日にごみステーションへ出すようにしてください。

皆さんで使うごみステーションを気持ちよく利用するためにも、ご協力をお願いします。



▲生ごみをレジ袋に入れ警告荷札を貼られているもの



▲燃やすごみの指定ごみ袋に名前を記載がないもの

大雪や猛吹雪の際のごみ収集の対応について

大雪や猛吹雪の場合は、ごみ収集ができない場合があります。悪天候の場合は、町のホームページ及びささえねっとにてお知らせしますので、ご確認ください。また、積雪があったときのゴミステーションの雪かきについては、利用されている皆さんで行ってください。

20歳になった方の国民年金の加入手続きについて

年金ニ知識

戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378

日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者となり、国民年金保険料を納めることが義務付けられています。

20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書などにより国民年金に加入したことを郵送でお知らせしています。

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。また、学生でない20歳以上50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。なお、免除の承認がされた期間は、老齢年金を受け取る期間に算入されますが、年金額には反映されません。保険料を納めることができないときは、未納のまま放置せず、これらの制度をご活用ください。

20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、役場戸籍年金係までお問い合わせください。ただし、厚生年金または共済年金に加入している方を除きます。

※保険料を納付することが経済的に困難な場合は、保険料の納付が猶予又は免除される制度があります。

下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 北見年金事務所 ☎0157-25-8703

役場戸籍年金係 ☎0152-77-8378

介護保険の認定者も障がい者控除を受けられます

障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「**身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方**」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険係へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人および扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者 控除対象者	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者(3級~6級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「A」に該当する
特別障がい者 控除対象者	知的障がい者(重度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
	身体障がい者(1級・2級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B」および「C」に該当する

問い合わせ先 介護保険係 5番窓口 ☎77-8382

年末年始の各病(医)院の診療体制

○=平常診療、△=午前診療、×=休診、当番=休日当番病(医)院、救=救急病院(急患のみ)

病(医)院名	令和6年12月				令和7年1月					
	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
津別病院	△・救	×・救	×・救	×・救	×・救	×・救	×・救	×・救	×・救	○
美幌 田中医院	△	×	×	×	×	×	当番	×	×	○
こばやし内科クリニック	△	×	×	×	×	×	×	×	当番	○
美幌 玉川医院	○	×	×	×	当番	×	×	×	×	×
美幌 みやざわクリニック	△	×	×	当番	×	×	×	×	×	○
美幌皮膚科	△	×	×	×	×	×	×	×	×	○
美幌療育病院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
美幌町立国保病院	×・救	当番	○	×・救	×・救	当番	×・救	×・救	×・救	○
女満別中央病院	△・救	×・救	△・救	×・救	×・救	×・救	×・救	△・救	×・救	○
東藻琴診療所	△	×	△	×	×	×	×	△	×	○



1月の予定

〈公〉中央公民館 〈農〉農業者トレーニングセンター
〈町〉町民会館 〈さ〉さんさん館 〈健〉健診ホール
〈温〉温水プール 〈ふ〉ふれあい公園PG場

- 1日(水) [休日当番病院] 美幌 玉川医院 ☎75-2780
- 2日(木) [休日当番病院] 美幌町立国保病院 ☎73-4111
- 3日(金) [休日当番病院] 美幌 田中医院 ☎73-2913
- 5日(日) [休日当番病院] 美幌 こばやし内科クリニック ☎73-3356
消防出初式 午後1時30分～〈津別消防庁舎〉
- 12日(日) [休日当番病院] 津別病院 ☎76-2121
- 13日(月) [休日当番病院] 美幌療育病院 ☎73-3145
- 19日(日) [休日当番病院] 女満別中央病院 ☎74-2181
- 22日(水) 離乳食教室(初期) 午前10時～〈役場 調理実習室〉
- 26日(日) [休日当番病院] 美幌町立国保病院 ☎73-4111
- 29日(水) 移動献血車来町

あなたの回答が 令和7年2月1日現在
農業・林業の未来に 2025年
つながる 農林業センサス

届け出



11月17日～
12月16日

人の動き

令和6年11月末現在
()は前月比

人口 3,975人(-26) 世帯 2,133戸(-17)
男性 1,957人(-11) 女性 2,018人(-15)
高齢化率 45.53% 1,810人

メール配信システム「ささえねっと@つべつ」への登録をお願いします！

町の防災情報など大切な情報をお届けしています。

メールの登録方法

①QRコードから登録



②t-tsubetsu@sg-p.jp(メールアドレス)を入力し、空メールを送り登録

LINEの登録方法

QRコードから登録



※詳細は、町のホームページをご覧ください。



問い合わせ先
防災危機管理室
☎76-2151

【217】入院記

昨年8月、心臓の検査で異常が見つかり、10月に半月ほど札幌の病院に入院し手術を受けた。9月末に津別町で全国まちづくり交流会が開催されることから、これを終えて入院しようと考えていた。

たてよこプラス



町長 佐藤 多一

半月というこれまでにない長い入院生活は、いろいろなことを考える貴重な時間だった。手術前の1週間は24時間点滴で体の調子を整える期間にあてられ、この間に何冊か本を読んだ。中でも、この機会にと持ち込んだ「津別町史」は、改めて津別町のことをきちんと知るいい機会になった。隣のベッドの方から「大学の先生ですか?」と尋ねられ照

れた。また、看護師さんからは「難しい本読んでますね。私が生まれた町にもこんな歴史本あるのかしら。いろんな人の名前が出てくるんですよ」と聞かれた。改めて「津別町史」を読むと、一部自分の歴史認識が思い込みによるものだったり、また新たな発見もあった。それにしても、入院患者は自分を含めてほとんどが高齢者で、いろいろな人がいた。看護師さんに偉そうな口調で喋る人、リハビリ中理学療法士に昔のことをずっと喋り続けるおばあさん、ベッドで天井を見ながらじっと何かを考えている老人、頻繁に携帯電話で外部と連絡を取り合っている管理職の人など実に様々だった。

昨年夏、オホーツク管内の首長と議長で国への要請活動を行ったが、班分けで私の行き先に厚生労働省が含まれていた。その際、がん対策室長から住民にがん検診を受けるようPRしてほしいと逆に要請された。受診は恐ろしいが早期発見が寿命を延ばすコツのようだ。